

## 令和5年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件

### 〈予算〉

- 1 令和5年度墨田区一般会計補正予算

### 〈条例〉

- 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 墨田区公契約条例
- 5 墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例
- 6 興行場法施行条例の一部を改正する条例
- 7 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 8 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

### 〈契約〉

- 1 あずま百樹園再整備工事請負契約
- 2 旧あわの自然学園ほか解体工事請負契約

### 〈その他〉

- 1 墨田区立隅田公園の一部における指定管理者の指定について

### 〈報告〉

- 1 令和4年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和4年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和4年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 令和4年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 令和5年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件概要

### 〈条例〉

#### 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用することができる事務を拡大するほか、区長部局において個人番号及び特定個人情報を利用することができることとされた事務が廃止されたことに伴い、当該事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用を廃止する。

##### (2) 施行期日

公布の日

#### 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

旅館業法の一部改正（5.6.14 公布、施行期日未定（※））により、事業譲渡による旅館業営業者の地位の承継について定められることに伴い、当該地位の承継の審査に係る手数料を加える。

※ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

##### (2) 施行期日

墨田区規則で定める日

#### 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

東京都等の動向を踏まえ、職員に対する各種手当及び制度について、職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、次の条例について所要の改正をする。

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 職員の旅費に関する条例
- ・ 職員の退職手当に関する条例
- ・ 職員の育児休業等に関する条例
- ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

##### (2) 施行期日

公布の日

#### 4 墨田区公契約条例

##### (1) 制定理由

公契約について基本理念を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約に係る施策の基本方針を定める。

- (2) 内容、施行期日等  
別紙のとおり

## 5 墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の制定（5.6.14 公布、施行期日未定（※））を踏まえ、事業譲渡によるプール許可経営者の地位の承継について定める。

※ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

- (2) 施行期日

墨田区規則で定める日

## 6 興行場法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

興行場法の一部改正（5.6.14 公布、施行期日未定（※））に伴い、事業譲渡による興行場営業者の地位の承継について定める。

※ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

- (2) 施行期日

墨田区規則で定める日

## 7 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

旅館業法の一部改正（5.6.14 公布、施行期日未定（※））により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

※ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

- (2) 施行期日

墨田区規則で定める日

## 8 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

東京都等の動向を踏まえ、幼稚園教育職員に対する手当及び制度について、幼稚園教育職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、所要の改正をする。

- (2) 施行期日

公布の日

## 9 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（5.6.28 公布、同日施行（5.4.1 適用））を踏まえ、次のとおり介護補償額を改定するほか、婦人補導院法（4.5.25 公布、6.4.1 施行）の廃止により、所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき。(他人介護)【上限月額】	171,650円	172,550円	85,780円	86,280円
(2) 親族等による介護を受けたとき。(家族介護)【最低保障月額】	75,290円	77,890円	37,600円	38,900円

(2) 施行期日等

- ア 介護補償額の改定 公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。  
 イ 婦人補導院法の廃止による規定整備 令和6年4月1日

〈契約〉

1 あずま百樹園再整備工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区文花一丁目19番4号  
 (2) 契約の方法 一般競争入札  
 (3) 契約金額 2億9,249万円  
 (予定価格2億9,399万4,228円)  
 (4) 契約の相手方 株式会社柳島寿々喜園  
 (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年1月24日まで  
 (6) 支出科目等 令和5年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費 財産管理費 工事請負費  
 令和5年度 墨田区一般会計 土木費 公園費 公園等新設改良費 工事請負費  
 令和6年度 債務負担行為

2 旧あわの自然学園ほか解体工事請負契約

- (1) 位 置 栃木県鹿沼市上粕尾字芝谷1041番地  
 (2) 契約の方法 一般競争入札  
 (3) 契約金額 2億8,314万円  
 (予定価格4億464万5,120円)  
 (4) 契約の相手方 株式会社内山商事  
 (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年3月28日まで  
 (6) 支出科目等 令和5年度 墨田区一般会計 教育費 教育総務費 事務局費 工事請負費  
 令和6年度 債務負担行為

〈その他〉

1 墨田区立隅田公園の一部における指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区立隅田公園の一部における指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区立隅田公園
- (2) 指定管理者 すみだパークマネジメントグループ
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 墨田区公契約条例概要

### 1 制定理由

公契約を通じた区内企業の成長及び公契約業務に従事する者の労働環境の確保等を図り、区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与するため、新たに条例を制定する。

### 2 主な制定内容

#### (1) 目的

この条例は、公契約について基本理念を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、優れた人材を確保することができる環境の整備を図り、公契約に係る施策の基本方針を定めることにより、これに基づく公契約に関する施策を推進し、もって区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与することを目的とする。

#### (2) 定義

公契約とは、区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

#### (3) 適用範囲

公契約のうち、(4)から(6)までの規定が適用される契約は次に掲げるものとする。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が定める者である場合を除く。

ア 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの

イ 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が2,000万円以上のもので、墨田区規則で定めるもの

ウ 指定管理協定

#### (4) 労働報酬下限額の決定等

ア 公契約の受注者等は労働者等に区長が定める額（以下「労働報酬下限額」）以上の労働報酬を支払わなければならない。

イ 区長は、労働報酬下限額を定めるときは、墨田区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

#### (5) 受注者からの報告

区長は、公契約の履行に当たり、受注者に対してチェックシートによりこの条例、労働基準法、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守していること等を確認するものとする。

#### (6) 労働者等の申出

労働者等は、報酬の支給日に労働報酬が支払われないとき、又は支払われた労働報酬が労働報酬下限額を下回るときは、区等にその事実を申し出ることができる。

#### (7) 墨田区公契約審議会の設置

労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項を調査審議するために、墨田区公契約審議会を設置する。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和6年4月1日。ただし、労働報酬下限額の決定等及び墨田区公契約審議会の設置については本年10月1日

#### (2) 経過措置

令和6年4月1日前において締結されている公契約（指定管理協定においては同日前に公募（公募によらない場合は申請に必要な事項を通知）し、締結した指定管理協定）については、この条例の規定は適用しない。